

豊前市競争入札参加資格審査申請要領

豊前市が発注する物品の売買・製造の請負・その他の契約の競争入札(見積)に参加を希望される方は次の要領により申請書類を提出して下さい。

審査の結果、資格者は資格者名簿に登載されますが、契約の種類等によっては期間中全く入札(見積)がないこともあり、自動的にあるいは直ちに発注があるわけではありませんので留意願います。

市内申請業者…法人は本店の登記所在地が豊前市内にある者、個人事業者は本店の所在地が豊前市内にあり更に「代表者の住所が豊前市内にあること」「代表者が豊前市に市税(直接税)を納めていること」のいずれかに該当する者で、かつ市内業者登録を希望する者。

市外申請業者…上記市内申請業者以外の者。

1. 申請者の資格

下記の事項に該当する方は、申請書を提出することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定による次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者
- (4) 国税・地方税・市納付金等を滞納している者
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業を行うにあたり法令の規定により許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

2. 申請受付期間 令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで
 ※土曜日、日曜日、祝日は受付しません。
 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時

3. 受付場所 豊前市役所 財務課管財係 電話 0979-82-1120（直通）

市内申請業者・・・「郵送又は持参」の受付です。

市外申請業者・・・「郵送のみ」の受付です。

4. 競争入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

5. 提出書類の記載要領および注意事項

（写し可）とある証明書はコピーでも可。また、証明書関係は原則発行後3ヶ月以内のものとし、許可期間の関係でどうしても3ヶ月以内のもの入手ができないものについては直近のものとする。

市指定様式は、豊前市ホームページからダウンロードできます。また、財務課管財係でも配布しております。

1	競争入札参加資格審査申請書【様式第1号】	①所在地…公称名を記載すること。法人は商業登記簿に記載されている場所。個人は現に営業している場所。 ②商号又は名称…本店名を記入し、支店・営業所及び工場などが本市にある場合でもすべて本店名で申請して下さい。 ③代表者…法人については商業登記簿に登載された代表権を有する者。個人は現に営業している者。 ④代表者印…「実印」を押印して下さい。 ⑤指名希望業種…取引を希望するものを指名希望業種分類表から選定し、指名希望順に業種名を記入すること。ただし、市外申請業者は第1希望のみ。なお「その他」の場合は、主として取り扱っていて希望する商品名を（ ）書きして下さい。
2	競争入札参加資格審査調書【様式第2号】	直前2年の実績を記載のこと。 特に主要取扱い商品一覧表及び実績調書は金額、数量の多寡にかかわらず記入して下さい。また自社でカタログ・実績報告書を作成している場合はそれらを添付しても構いません。
3	履歴事項全部証明書（写し可）	法人のみ必要。所轄法務局が発行した商業登記簿謄本
4	代表者身分証明書（写し可）	個人業者のみ必要。（法人は不要）本籍地発行のもの。ただし、代表者が外国人の場合は、住民票の写しを提出して下さい。

5	印鑑証明書（写し可）	（法人）所轄法務局発行のもの （個人）住所地の市町村発行のもの
6	納税証明書（写し可）	<u>所轄税務署発行のもの</u> （法人）納税証明書【その3の3】 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納がない証明 （個人）納税証明書【その3の2】 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納がない証明
7	納付金等証明願 【様式第3-1号】 【様式第3-2号】	（法人）納付金証明願【様式第3-2号】 本店又は支店の所在地が市内の場合のみ 納付金証明願【様式第3-1号】 本店が市内にあり、その法人代表者の住所が市内の場合に必要。法人代表者の住所が市外の場合は住所地の市町村が発行する税の未納の無い証明が必要。 （個人）納付金証明願【様式第3-1号】 代表者の住所が市内の場合 ※納付金等証明願の証明欄は市が調査して記入しますので、申請者は記入しないで下さい。調査の結果、「未納金あり」に該当があった場合は資格者名簿に登録されません。
8	財務諸表又は確定申告書の写し	（法人）直前1年の事業年度における財務諸表 （個人）直近の確定申告書の写し
9	使用印鑑届【様式第4号】	市役所との取引に使用する印鑑を届け出ること。この印は見積書・契約書・納品書・請求書など市役所に提出する書類に必ず押印して下さい。使用印は法人・個人を問わず代表者の印と分かる丸印（支店長印・代表者の個人名の印など）を使用して下さい。（実印である必要はありません。）
10	委任状【様式第5号】	契約権限を支店等に委任した場合に必要。本市との契約は委任した先の支店等との直接契約となります。
11	誓約書【様式第6号】	暴力団員又は暴力団関係事業者該当しない者であるとともに、今後これらの者にならないことの誓約
12	営業に関し法律上必要とする許可・認可登録証（写し可）	当該営業に関する許可・認可登録を要する場合は、各種法令等の規定による許可・認可を受けていることを証明する証明書
13	車両営業種目調書【様式第7号】	「車両」を第1希望業種とした業者（市内に店舗・整備工場を置く業者のみ）は、提出して下さい。

※	受付票 (受付票が必要な方のみ提出してください。)	受付票には、希望業種と商号又は名称を記入して下さい。受付時にはファイルに綴じずに提出してください。 <u>市外申請業者で受付票及び返信用封筒(切手貼付)が無い場合は送付いたしません。</u>
---	------------------------------	--

6. 注意事項

- (1) 申請書の提出については、市内申請業者は持参のみ、市外申請業者は郵送のみの受付です。受付票の返送が必要な方は、受付票及び返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
- (2) 申請書類は、楷書で明確に記入して下さい。
- (3) ※欄については記入しないで下さい。
- (4) 指名希望品目で「その他」、「保守」の場合は内容まで記載して下さい。
(例) 保守(エレベーター保守)、その他(プレハブ)
- (5) 申請書及び添付書類は、申請書の提出書類欄の番号順に綴り、紙製のA4縦長フラットファイル(色指定なし・表紙及び背表紙に商号又は名称を記入)に綴じてください。なお、「受付票」は綴り込まないで下さい。
- (6) 申請書類の提出後、「代表者」・「所在地」・「電話番号」・「組織」等の変更があった場合は、必要書類を添付の上、速やかに変更手続きをして下さい。ただし、指名希望業種の変更については認めません。また記載事項に事実と相違が判明した場合は、資格を取り消すことがあります。変更届の添付書類については変更が生じた際に財務課管財係にお問い合わせ下さい。なお、変更届の様式は豊前市ホームページからダウンロードできます。

指 名 希 望 業 種 分 類 表

業 種	品 目 例 示
事務用品	事務用機器、情報処理機器(消耗品・ハード)、文房具、用紙類、印判・印章 その他
電気製品	家電製品、電材、通信機器、音響機器、その他
建設・建築資材	鋼材、木材、砕石・砂・真砂土、铸铁管・陶管、道路保安用品、道路補修材 塗料、ガラス(サッシ含む)、セメント・コンクリート製品、トタン・ブリキ 鉄工製作、その他
日用雑貨・百貨	金物・荒物、陶磁器、ポリ袋、時計・貴金属、百貨、ワックス、その他
燃 料	石油(ガソリン・軽油・灯油・重油・その他)、プロパンガス、雑燃料、その他
機 械 器 具	医療器械器具、計測理化学機器、電気機械器具、厨房機械器具、 消防機械器具(消防用品)、水道機械器具、建設機械器具、農業機械器具 その他
教 育 用 品	学校教材、書籍、運動用品、保育用品、映画フィルム、楽器・音楽CD・ 楽譜、その他
縫製・繊維製品	衣料、寝具、帽子、帆布・テント、皮革製品、ゴム製品、その他
薬 品	医薬品、防疫薬品、試薬・工業用薬品、農薬、衛生材料、その他
印 刷 ・ 写 真	一般印刷、電算印刷、軽印刷、地図(トレース含む)、マイクロ・マイラー カメラ・映写機・DPE、製本、その他
宣 伝 ・ 標 識	広告・宣伝(イベント企画・映像制作含む)、看板・標識、その他
車 両	自動車修理、自動車販売、自動車部品(バッテリー等)、タイヤ バイク・自転車、その他
家 具 ・ 装 飾	木工製作、家具、インテリア、表具・表装、畳製作、その他
農 業 用 品	飼料、肥料、植木・種苗、その他
不用品回収	金属、紙類、車輛、その他
舞 台 装 置	舞台装置(照明器具含む)、その他
生 花 ・ 造 花	生花、造花
食 料 品	米穀・麺類、青果類、魚介・食肉・鶏卵類、調味料、氷、菓子・パン類 酒・飲料水、茶(茶道具含む)、その他
事 務 処 理	情報処理(システム開発・保守、データ入力)、議事録調製・速記、 検針・徴収、その他
施 設 管 理	警備、クリーニング、衛生・清掃、白蟻駆除、保守(エレベーター・空調・ 消防・電気保安・その他)、その他
調 査 ・ 計 画	環境測定、漏水調査、各種検査、各種調査、各種計画(防災計画、その 他)、その他
リース・レンタル	事務用機器、情報処理機器、車両、プレハブ、トイレ、その他
そ の 他	医療・福祉(検診・レセプト点検)、運送業、廃棄物処理、人材派遣、 その他の物品・業務

業者の方へ（留意事項）

取引の方法

- 1 必要に応じ事業所調査を行い、営業を行っていることを確認されない場合等は取引できないことがあります。
- 2 見積書を提出される場合は、消費税別の金額でお願いします。
- 3 見積書には、住所・商号・代表者名を記載し、使用印を押印し、宛名は「豊前市長」でお願いします。
- 4 代金の支払いは、請求書が受理されてから30日以内です。
- 5 請求書を提出される場合は、消費税込みの金額で豊前市指定の用紙を使用して下さい。もし円未満の金額が生じたときは切り捨てでお願いします。
- 6 各課が予算等のための参考見積を依頼することがありますが、発注ではありませんので注意して下さい。

その他

- 1 今回提出された書類の内容が変更になった場合（代表者・住所等）は変更届を提出していただきます。変更項目により添付書類が異なりますのでお問い合わせください。
なお、変更届の様式は豊前市ホームページからダウンロードできます。
- 2 転送電話については、認めません。
- 3 納期・履行期間の遅延については、指名停止処分になることがありますので注意して下さい。
- 4 入札・見積を辞退される時は、事前に辞退届を提出して下さい。事前に提出がなかった場合は棄権とみなし、同時に指名停止処分になることがあります。